

秋田大学「地（知）の拠点推進本部」規程

（平成28年3月28日規則第281号）

（目的）

第1条 この規程は、秋田大学学則第11条の2に定めるところにより、秋田大学「地（知）の拠点推進本部」（以下「本部」という。）が、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業を全学的・総合的に推進し、もって、地域の振興に寄与することを目的とする。

（業務）

第2条 本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地（知）の拠点整備事業の推進に関すること。
- (2) 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業の推進に関すること。
- (3) その他地（知）の拠点に関する重要事項に関すること。

（組織）

第3条 本部に、次に掲げる者を置く。

- (1) 学長
- (2) 理事（非常勤理事を除く。）
- (3) 学部長及び研究科長
- (4) 地方創生センター長
- (5) その他学長が必要と認めた者

（本部長及び副本部長）

第4条 本部に、本部長を置き、学長をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の業務を統括する。
- 3 本部に、副本部長を置き、地方創生を担当する理事をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（運営）

第5条 本部の運営は、本部長の指揮の下で本部員が行う。

（事務）

第6条 本部の事務は、地方創生・研究推進課において処理する。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。